

新温泉町告示第122号

第141回（令和7年11月）新温泉町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和7年11月21日

新温泉町長 西村 銀三

1 期 日 令和7年11月27日 午後1時30分

2 場 所 新温泉町議会議事堂

3 付議事件

（1）令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）について

○開会日に応招した議員

中 村 茂君	寺 谷 英一君
松 岡 佑子君	岡 明彦君
田 村 綱正君	岡 坂 遼太君
澤 田 俊之君	森 田 善幸君
浜 田 直子君	河 越 忠志君
中 井 次郎君	谷 口 功君
小 林 俊之君	池 田 宜広君

○応招しなかった議員

な し

令和7年 第141回（臨時）新温泉町議会 会議録（第1日）

令和7年11月27日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和7年11月27日 午後1時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 議案第75号 令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 議案第75号 令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）について
追加日程第1 発議第8号 議案第75号令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）
に対する付帯決議について
-

出席議員（14名）

1番 中村 茂君	2番 寺谷 英一君
3番 松岡 佑子君	4番 岡 明彦君
5番 田村 綱正君	6番 岡坂 遼太君
7番 澤田 俊之君	8番 森田 善幸君
9番 浜田 直子君	10番 河越 忠志君
11番 中井 次郎君	12番 谷口 功君
13番 小林 俊之君	14番 池田 宜広君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 島木正和君 書記 中家 亨君

説明のため出席した者の職氏名

町長	西村銀三君	副町長	西村徹君
教育長	森田篤志君	温泉総合支所長	小谷豊君
牧場公園園長	廣瀬泰徳君	総務課長	中井勇人君
企画課長	西脇一行君	税務課長	石原通孝君
町民安全課長	村尾国治君	健康課長	島田秀則君
福祉課長	松本晃君	商工観光課長	谷口薫君
農林水産課長	原憲一君	建設課長	森田忠浩君
上下水道課長	谷岡文彦君	浜坂病院事務長	松岡宏典君
介護老人保健施設ささゆり事務長	中島昌彦君	会計管理者	山本幸治君
こども教育課長	朝野繁君	生涯教育課長	中尾良平君
代表監査委員	島田信夫君		

議長挨拶

○議長（池田 宜広君） 第141回新温泉町議会臨時会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

師走を前に、朝夕の寒さが一段と身にしみる季節となりました。

さて、本日は、第141回新温泉町議会臨時会の御案内を申し上げましたところ、議員各位には御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今臨時会に提出をされている案件は、補正予算案であります。

議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重な御審議の上、適切妥当な結論が得られますよう格別の御協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（西村 銀三君） 議員の皆様、こんにちは。

本日は、臨時会のお願いをいたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

今臨時会は、補正予算案1件の議案を御提案させていただいております。

議員の皆様には慎重審議をいただき、適切な御議決をいただきますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

午後1時31分開会

○議長（池田 宜広君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、第141回新温泉町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（池田 宜広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第125条の規定により、議長において指名をいたします。
10番、河越忠志君、11番、中井次郎君にお願いをいたします。

日程第2 会期の決定

- 議長（池田 宜広君） 日程第2、会期の決定についてをお諮りいたします。
会期等につきましては、議会運営委員会が開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。
森田委員長。
- 議会運営委員会委員長（森田 善幸君） それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。
委員会の開催日時は、令和7年11月21日午前9時であります。
協議事項は、2点ありました。
1点目は、第141回新温泉町議会臨時会提出議案議事運営についてであります。議会開催日時は、本日、11月27日午後1時30分。町長提出議案は、補正予算案1件であります。会期の決定は、11月27日、1日間であります。
2点目の説明のために出席を求めた者については、議案書を御清覧ください。
以上で議会運営委員会報告を終わります。
- 議長（池田 宜広君） 森田委員長、ありがとうございました。
お諮りをいたします。ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおりの会期で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日に決定をいたしました。

日程第3 諸報告

- 議長（池田 宜広君） 日程第3、諸報告に入ります。
まず、議長から報告をいたします。
去る令和7年11月17日の臨時会以来、それぞれの会合に出席をしておりますが、別紙議会対外的活動報告を見ていただくことで省略をいたします。
次に、閉会中の所管事務調査として総務産建常任委員会が令和7年11月21日に開かれておりますので、その報告をお願いいたします。
澤田委員長。
- 総務産建常任委員会委員長（澤田 俊之君） 総務産建常任委員会の報告をさせていただきます。

だきます。

令和7年11月21日開催。総務課の所管事務調査を行いました。

協議事項1件です。令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）については、地方債の限度額の変更と歳入における町債の減額についてです。委員会として了承いたしました。

以上、総務産建常任委員会の報告といたします。

○議長（池田 宜広君） ちょっと待って。

委員長の報告は終わりました。

委員長の報告のうち、協議事項について質疑がございましたら質疑をお願いします。質疑はございませんか。ございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） これで質疑を終わります。

澤田委員長、ありがとうございました。

次に、民生教育常任委員会が令和7年11月21日に開かれておりますので、その報告をお願いいたします。

中井委員長。

○民生教育常任委員会委員長（中井 次郎君） それでは、御報告をさせていただきます。

民生教育常任委員会報告書。新温泉町議会会議規則第76条の規定により、下記のとおり報告いたします。議長、池田宜広様。

開催日時につきましては、令和7年11月21日でございます。

次に、調査内容については、こども教育課に係る所管事務調査であります。

所管事務調査の内容におきまして、こども教育課、報告事項2件。

1件目は、(1)は大庭認定こども園仮園舎設置工事について、(2)令和8年度認定こども園入園申込み状況についてであります。

次に、協議事項は、1件のみであります。(1)令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）についてであります。賛成4名、反対1名。賛成多数で了承することに決定をいたしました。以上です。

○議長（池田 宜広君） 委員長の報告は終わりました。

委員長の報告のうち、協議事項について質疑があればお願いをいたします。質疑はございませんか。ございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） これで質疑を終わります。

中井委員長、ありがとうございました。

次に、北但行政事務組合議会臨時会が令和7年11月26日に開かれておりますので、その報告をお願いします。

澤田議員。

○北但行政事務組合議会議員（澤田 俊之君） 報告いたします。

北但行政事務組合議会臨時会が令和7年11月26日、1日限りで開催されました。
議案は、議会の役員改選についてであります。

議長に豊岡市の西田真議員、副議長に香美町の谷口眞治議員、議会運営委員会の委員長に豊岡市の米田達也議員、副委員長に新温泉町の私、澤田俊之、議会選出監査委員に豊岡市の森垣康平議員が選任されました。

以上、報告といたします。

○議長（池田 宜広君） 澤田議員、ありがとうございました。

以上で諸報告を終わります。

日程第4 議案第75号

○議長（池田 宜広君） 日程第4、議案第75号、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）について。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和7年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じたので御提案を申し上げます。

内容につきましては、担当課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、令和7年度一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

一般会計補正予算書（第4号）をお開きください。

表紙の次のページを御覧いただきまして、今回の補正の概要ですが、補正額は歳入歳出それぞれ800万円を減額し、予算総額を144億7,733万9,000円とするものです。補正の内容は、大庭認定こども園仮設園舎設置工事に関連するものです。

次に、タブレット5ページ、第2表、債務負担行為補正を御覧ください。1、債務負担行為の追加として、大庭認定こども園仮設園舎設置工事を実施するに当たり、工事を効率的に進めるため、令和9年度に予定している解体撤去工事等を併せて発注したいので、令和8年度から令和9年度までの期間にわたり限度額700万円を設定するものです。

次に、最終ページ、タブレット11ページを御覧いただき、事項別明細書の歳出を御覧いただきたいと思っております。担当課長より説明いたします。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） それでは、事項別明細書4ページを御覧ください。歳出でございます。3款2項3目認定こども園費は、大庭認定こども園仮設園舎設置事業に係る工事請負費800万円の減額をお願いするものでございます。この大庭認定こ

ども園仮設園舎設置事業は、大庭認定こども園整備のため令和8年度に同園を休園することに伴い浜坂認定こども園の入園者数が増加することが想定されることから、不足する保育室を補うための仮設園舎を浜坂認定こども園内に整備するものでございます。令和7年9月議会定例会でこの事業に係る工事請負費の補正予算を御議決いただいておりますが、本年度行います仮設園舎の設置までの予算を想定しており、今後必要となるリース料、解体撤去費用につきましては令和8年度、令和9年度にそれぞれ年度ごとの契約を予定しておりました。この単年度ごとの契約につきまして令和8年度以降は同一業者と契約する必要があることから、随意契約となり効率的でないこと、さらに契約事務が複雑になることがあり、方針を変更させていただいております。このたびの債務負担行為補正で令和9年度に行う解体、跡地整地までを一括で契約させていただきたいと考えております。この歳出予算の減額につきましては、設計に基づいて予算を精査させていただき、減額するものでございます。以上です。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、1ページ戻っていただき、タブレット10ページの歳入を御覧ください。歳入では、歳出の財源である町債、民生債を800万円減額するものです。

次に、タブレットの6ページ、第3表、地方債補正を御覧ください。1、地方債の変更として、緊急防災・減災事業債について、大庭認定こども園仮設園舎設置工事の財源800万円を減額し、限度額を2億3,270万円とするものです。参考までに、充当率は100%、交付税措置率は70%です。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑は、歳入、歳出、総括を一括で行います。質疑はございませんか。

10番、河越忠志君。

○議員（10番 河越 忠志君） 債務負担行為に関してお尋ねしたいと思います。債務負担行為の限度額が不足するようなことが生じた場合に、この限度額の修正等について手続上どのような手続がなされるのか教えていただきたいと思います。以上、よろしくお願い致します。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 限度額に不足が生じる場合ということですが、今年度においてそういったことが想定はされないと考えておりますので、仮の話になりますが、今年度でそういった令和8年度、令和9年度に増額しなければならないということの予測が生じた場合には、今後の補正予算において変更をしていくということになるかと思いますが、基本的にはそういうことはないというふうに思っております。

○議長（池田 宜広君） 10番、河越忠志君。

○議員（10番 河越 忠志君） 令和8年度にそういった事態が起こった場合には、どういった変更になるか教えていただけますでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 令和8年度になりましたら、令和8年度の当初予算で令和8年度に必要な予算を計上いたします。令和8年度中に令和9年度に増える可能性が生じた場合は債務負担行為の変更ということになりますし、令和8年度に必要な経費が例えば不足するというようなことが生じた場合には、その令和8年度予算の補正をお願いするということになります。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。

7番、澤田俊之君。

○議員（7番 澤田 俊之君） 債務負担行為の関係です。債務負担行為に関しては、基本的には……（発言する者あり）入ってましたか。入ってなかったです。

○議長（池田 宜広君） 総務産建常任委員会委員なので。

○議員（7番 澤田 俊之君） 審議資料には入ってなかったですよ、資料が。

○議長（池田 宜広君） どうでしょうか。ええにしようか。（発言する者あり）
暫時休憩します。

午後1時48分休憩

午後1時51分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

そのほか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） これから本案を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立多数、12名であります。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。（「議長、動議」と呼ぶ者あり）

10番、河越忠志君。

○議員（10番 河越 忠志君） 発議です。発議第8号、議案第75号令和7年度新温泉

町一般会計補正予算（第4号）に対する付帯決議について。議案第75号令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）に対する付帯決議を新温泉町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出したいと思います。

- 議長（池田 宜広君） ただいま河越忠志君から、発議第8号、議案第75号令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）に対する付帯決議の動議が提出をされました。この動議は1名以上の賛成がありますので、成立をいたします。暫時休憩をいたします。

午後1時54分休憩

午後1時56分再開

- 議長（池田 宜広君） 再開をいたします。

追加日程第1 発議第8号

- 議長（池田 宜広君） 発議第8号、議案第75号令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）に対する付帯決議の動議を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1、発議第8号、議案第75号令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）に対する付帯決議を議題といたします。

提出者に決議の趣旨説明をお願いします。

10番、河越忠志君。

- 議員（10番 河越 忠志君） 議案第75号令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）に対する付帯決議。

令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）は、歳出3款の2項2目認定こども園費のうち14節大庭認定こども園仮設園舎設置事業に係る工事請負費を800万円減額する内容であり、同時に700万円を限度として大庭認定こども園仮設園舎設置事業（同仮設園舎解体工事請負契約）の債務負担行為の承認を求めるものです。

しかし、令和6年度に大庭認定こども園の増築・大規模改修工事の実施設計が完了してるとはいえ、同工事の予算はまだ提出されておられません。したがって、審議もされていない状況です。その中で今後の審議において、同工事の内容に変更もあり得ると考えております。今後、工事内容に変更が生じた場合においても本町に不利益が生じない契約である必要があると考えています。

つきましては、本事業の債務負担行為に係る契約に当たって、下記の事項が履行され

ることを強く求めるものであります。

事業を全くストップさせることなく、あるいは全く本町に不利な状況をつくらないためのこの動議であります。

内容。記。1、債務負担行為に該当する仮設園舎の解体工事に係る契約を大庭認定こども園仮設園舎設置事業、浜坂認定こども園内ではありますが、に係る工事請負契約と一括契約であっても、仮設園舎の使用期間の変更が可能で、かつ本町に過大な損害が生じない契約内容とすること。

以上、決議する。以上であります。

○議長（池田 宜広君） 提出者の説明が終わりました。

質疑がありましたらお願いをいたします。ございませんか。

8番、森田善幸君。

○議員（8番 森田 善幸君） 下に記と書いてあります最後のほうですが、本町に過大な損害が生じない契約内容とすることというふうに書かれておりますが、この過大な損害というのは一体どのようなことを想定されているのか、お尋ねします。

○議長（池田 宜広君） 10番、河越忠志君。

○議員（10番 河越 忠志君） 変更が生じることを想定されてない契約の場合に、相手方に対して一方的な変更あるいは解約等を行った場合に大きな損害賠償を請求されたり、あるいは変更についての大きな損害補償を求められる可能性があります。そういったことの中で、変更が生じたことによって当たり前に生じるであろう負担については当然ということになりますけれども、それを想定した契約であれば当たり前に本町が負担すべきところは本町が負担して、あるいは過大な、余分な費用をかけないという意味で、この事業自体に全くストップさせたり遅らせたりすることなく、本町のある意味でのリスク管理を徹底させる契約になっている、そういった契約を求めるものであります。

○議長（池田 宜広君） 8番、森田善幸君。

○議員（8番 森田 善幸君） 町、いろいろ工事発注されるわけですけど、私はあんまり専門家ではないので詳しいことは存じませんが、そういったふうな契約になってない、例えばこれだけになってないということなんでしょうか。それともこれは特にそういう契約しないとならない案件であるということなんでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 10番、河越忠志君。

○議員（10番 河越 忠志君） 一般的な仮設は、本体工事に附帯して仮設を設けられている。本体工事の中で工期が延期になった場合に、当然仮設の建物、例えば仮設事務所なんかは延期になった分増えてくる。それは想定された契約になっているのが通例です。

ところが、この場合については、仮設園舎そのもの、単独だけで設置と利用、要はリースと、そして最終的な解体、現況復旧までを含めた工事発注がされます。その中で最初からこの時点ですよということを設けておられたり、例えばそれが年度を超えてしまったりすると、その費用、要は例えば物価上昇しましたとか、そういったものについて

の何にも約束がなければ過大な請求がされる可能性は十分にあります。それを今の説明をいただいている範囲の中では、考慮された契約にならない可能性があるのではないかと。そういったことの中で、この発議をさせていただいております。

だからこの事業を止めようとか遅らせようというような意図は全くなく、本町にマイナスが生じないことだけを目指した提案です。

○議長（池田 宜広君） 簡潔に。

○議員（10番 河越 忠志君） 以上です。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。ございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

採決は、起立によって行います。

本件を別紙のとおり決議することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立少数、5名であります。よって、本件は、決議しないことに決定をいたしました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。（発言する者あり）6か。

元へ。起立少数、6名であります。申し訳ございません。

○議長（池田 宜広君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

第141回新温泉町議会臨時会の閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。

本日は、臨時議会が招集されましたところ御参集を賜り、町長から提案のありました事件に対し審議をいただきました。議員各位には適切妥当な結果をいただき、厚くお礼を申し上げます。

議員各位並びに執行部の皆さんには、町行政の積極的な推進に御尽力をいただきますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 第141回臨時会の閉会に当たり、お礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、提案させていただきました案件の御議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。

議員各位には、今後とも御協議を重ねさせていただきながら町政運営を行ってまいります。

一層の御支援、御協力を心よりお願いを申し上げ、お礼の御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（池田 宜広君） 以上をもって会議を閉じます。

これをもって第141回新温泉町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後2時07分閉会
